

八戸市地域スポーツ・文化活動 推進プラン案の策定に向けて

令和5年7月4日

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会

～目次～

I 国の動向、県の取組

1 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に 関する総合的なガイドライン・・・・・・・・	2
3 県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・	4
【ガイドライン概要】・・・・・・・・	5

II 当市の現状

1 当市の中学校部活動の現状・・・・・・・・	6
2 当市の中学校部活動をめぐる課題・・・・・・・・	8

III 当市における実施スケジュール案

1 令和4年度の取組状況・・・・・・・・	9
2 八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会における 検討スケジュール・・・・・・・・	10
【検討スケジュール案】・・・・・・・・	13
【リーフレット】・・・・・・・・	16

IV 当市における実施内容案

1 運営主体の整備・・・・・・・・	17
2 指導者の確保・・・・・・・・	22
3 スポーツ・文化施設の確保・・・・・・・・	22
4 保護者負担の在り方の検討・・・・・・・・	22
5 大会・コンクール等への参加の在り方、平日の学校 部活動との兼ね合いの検討・・・・・・・・	23
6 取組の周知・・・・・・・・	23

I 国の動向、県の取組

1 国の動向

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（中間まとめ）（平成 29 年 12 月中央教育審議会）

→部活動については、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。

○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月スポーツ庁）及び文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 12 月文化庁）

→学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を進める。

○新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成 31 年 1 月中央教育審議会）

→地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進め、環境を整えた上で、将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべき。

○衆議院文部科学委員会の附帯決議（令和元年 11 月）及び参議院文教科学委員会の附帯決議（令和元年 12 月）

→部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現すること。

○学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和 2 年 9 月文部科学省）

→令和 5 年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする。

○運動部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和 4 年 6 月スポーツ庁）及び文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和 4 年 8 月文化庁）

→休日の部活動の地域移行を達成する目標時期については令和 5 年度の休日の部活動の段階的な地域移行開始から 3 年後の令和 7 年度末を目途とする。

○学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン
(令和4年12月スポーツ庁・文化庁)

→学校部活動の地域移行は、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。
休日における学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、国としては、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付けて支援。

2 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（通知）（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁・文部科学省）において、次のことが示されている。【p5 ガイドライン概要参照】

（１）改革の趣旨等について

- ① 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行は、将来にわたり生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するために重要であること。
- ② 地域クラブ活動は、地域の運営団体・実施主体が行うことになる一方、生徒の望ましい成長のため、学校との連携が重要であること。
- ③ 生徒のスポーツ・文化芸術活動をめぐる状況は、地域によって異なるため、運営団体・実施主体の在り方をはじめ、地域クラブ活動の整備方法等は地域の実情に応じた多様な方法があることや、学校部活動の地域連携から取り組むなど段階的な体制整備を進めることが考えられること。
また、休日の学校部活動の地域連携や地域移行の達成時期について、国としては一律に定めず、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことを示していること。

（２）ガイドラインに関する留意事項について

- ① （一部省略）適切な休養日の設定については、生徒の心身の成長等に配慮し、学校部活動における基準を基本的に準用しているが、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な態様があり得ることから、休養日や活動時間の基準を原則とし、休養日等の設定の趣旨を逸脱しない範囲で、柔軟な対応が行われることを想定していること。

- ② 生徒が地域クラブ活動に参加するための移動については、スクールバスや地域の公共交通機関との連携なども考えられること。
- ③ 地域クラブ活動については、学校部活動と異なり災害共済給付の対象外となるため、生徒が安心して活動に参加できるよう、自分の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入が求められること。（一部省略）
- ④ 都道府県及び市区町村においては、既に「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に基づき、「部活動の在り方に関する方針」及び「設置する学校に係る部活動の方針」の策定が行われているが、今後、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備のための推進計画等を策定する際、こうした方針についても必要に応じて見直すとともに、相互の関連性にも配慮することが考えられること。

（３）関連する諸制度の運用等について

1 教師の兼職兼業

- ① 地域クラブ活動の環境を整備するに当たっては、ガイドラインに示す体制や内容等を踏まえるとともに、指導者の確保の観点から、希望する学校の教師等が休日等に地域の指導者として活動できるよう、兼職兼業の許可の手續の円滑化を図ることが重要であること。
 - ② 文部科学省では、これまでも、教師等の兼職兼業の取扱いについて、『『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（令和３年２月１７日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）』を示してきたが、このたび、各地方公共団体における兼職兼業の許可の円滑な手續に資するため、分かりやすい手引きをなるべく速やかに示す予定であること。
- ＊ 令和５年１月、「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」が文部科学省から示された。

2 教師の人事における部活動の指導力の評価等 （省略）

3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い （省略）

4 学習指導要領解説の見直し等について （省略）

3 県の取組

○令和3年度～令和4年度

地域運動部活動推進事業（国委託事業）…県立三本木高等学校附属中学校

バスケットボール部 保護者会主体

陸上競技部 総合型地域スポーツクラブ RED HORSE

ハンドボール部 十和田市ハンドボール協会

○令和5年度からの方向性について

- ・ガイドライン（推進計画）を作成する。
*令和5年4月7日、「青森県公立中学校における休日の部活動の地域移行推進計画」が青森県教育委員会から示された。【別冊参照】
- ・地域運動部活動推進に関する部活動担当者協議会を開催する。
- ・国の補助事業に応じて、コーディネーターの配置や運営団体・実施主体の整備等に係る経費について市町村を支援する。
- ・県立三本木高等学校附属中学校において、令和7年度末までに全ての部活動の休日の活動を地域に移行させることを目指す。
- ・文化部の地域移行を含め推進する。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、**速やかに部活動改革に取り組む必要**。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
 - 令和 4 年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「**運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン**」及び「**文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン**」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、**新たな地域クラブ活動を整備**するために必要な対応について、**国の考え方を提示**。
 - 部活動の地域移行に当たっては、「**地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる**。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、**地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備**。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、**体験格差を解消**することが重要。
- ※ **I は中学生**を主な対象とし、**高校生**も原則適用。 **II ～IV は公立中学校の生徒**を主な対象とし、**高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい**。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・**教師の部活動への関与**について、法令等に基づき**業務改善や勤務管理**
- ・**部活動指導員**や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・**週当たり2日以上**の**休養日**の設定（平日1日、週末1日）
- ・部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、**学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める**

II 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・**地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会**などの体制の整備
- ・指導者資格等による質の高い指導者の確保と、**都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業**
- ・競技志向の活動だけでなく、**複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラム**の確保
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として**1日の休養日を設定**
- ・公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・**困窮家庭への支援**

III 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・**まずは休日**における地域の環境の整備を着実に推進
- ・**平日の環境整備はできるところから**取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、**段階的な体制の整備を進める**
 - ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・**令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間**として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて**可能な限り早期の実現を目指す**
- ・都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

IV 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二一ズ等に
応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・大会参加資格を、**地域クラブ活動の会員等も参加**できるよう見直し
 - ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・できるだけ**教師が引率しない体制の整備**、運営に係る適正な人員確保
- ・**全国大会の在り方の見直し**（開催回数数の精選、複数の活動を経験したい生徒等の二一ズに対応した機会を設ける等）

Ⅱ 当市の現状

1 当市の中学校部活動の現状

○運営主体

→各中学校が主体となって運営している。

○指導者

→各中学校の教員や部活動指導員が顧問を担っている。また、外部指導者の協力を得ながら指導を行っている。

(参考)

部活動指導員…市会計年度任用職員として教育委員会が任用

(国・県の補助あり)

令和4年度、8中学校にそれぞれ1名配置

(野球2名、サッカー2名、バスケ2名、剣道2名)

令和5年度、8中学校にそれぞれ1名、1中学校に2名配置

(陸上競技1名、野球1名、サッカー2名、バスケ2名、剣道3名、アイスホッケー1名)

外部指導者…種目等に関する知識や経験のある地域の方々が指導をサポート

令和4年度、運動部139名、文化部10名、計149名

(小学校愛好会活動との兼務者7名を含む)

令和5年度、運動部146名、文化部12名、計158名

(R5.6.14現在、小学校愛好会活動との兼務者4名を含む)

教育委員会が傷害保険料を全額負担

○参加者

→全生徒に対して参加を奨励している。

(八戸市中学校長会では、令和2年度、保護者に対して「部活動の基本方針について」とした文書を発出しており、その中で『部活動は、生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しむ素質や能力を育て、自主性や協調性を養うなど、学習指導要領においても教育的意義が示されている活動であることから、全生徒に対して参加を奨励する。ただし、学校以外のクラブチームでの活動や習い事等をしている生徒については、個々の生徒が多様な活動を継続できるよう配慮することとする。』とした方針を示している。)

○費用

→学校によっては、大会参加にともなう費用は、別途徴収しているところがある。
また、日常の活動に係る費用のほか、ユニホーム等の購入に係る費用を、PTAが会員の同意を得てその費用を負担もしくは補助しているところもある。

○大会、練習試合等の際の引率、送迎

→各大会、練習試合等は週休日に開催されることが多いが、顧問を担う各中学校の教員や部活動指導員が生徒の引率、指導にあたっている。
会場への送迎は基本的に保護者が担っているものの、遠方の会場となる場合は貸切バス等により各中学校の教員等が担う場合もある。

2 当市の中学校部活動をめぐる課題

次に示すような課題が当市中学校部活動において見られる。

- 深刻な少子化にともない、各学校における部活動数、部員数、指導者数が減少し、学校単位での活動が維持できなくなっている。
- 教員に競技等の経験がなく、専門的な指導が難しい場合があることに加え、生徒の多様なニーズに応じた活動の選択肢が確保できなくなっている。
- 休日も含めた部活動指導により、教員の時間外勤務が増大している。

Ⅲ 当市における実施スケジュール案

1 令和4年度の実施状況

(1) 市内連絡会議における検討

市教育委員会及び市まちづくり文化スポーツ部による市内連絡会議を開催し、課題認識の共有を図るとともに、新たなスポーツ・文化活動環境の大枠について検討を進めた。

【p17～IV当市における実施内容案参照】

(2) 児童・生徒、保護者宛てリーフレットの発出

児童・生徒、保護者宛てリーフレット「八戸市における中学生の地域スポーツ・文化活動の在り方について」を発出し、まずは休日の部活動から段階的に地域移行していくことが示された国の基本方針や当市における検討スケジュール等についての周知を図った。

また、市立小・中学校教職員、外部指導者、各関係団体等へも同様に周知するとともに、市ホームページにリーフレットを掲載し市民への周知を図った。

【p16 リーフレット参照】

(3) 市附属機関「八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会」の設置準備

市附属機関「八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会」の設置に係る関連業務を進めた。令和5年3月の市議会において市附属機関設置条例の一部が改正され、令和5年4月1日より施行、「八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会」が設置されることとなった。

2 八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会における検討スケジュール

国が改革推進期間と位置付けている令和5年度から令和7年度までの3年間の検討協議会における検討スケジュールを次のとおりとする。

ただし、進捗状況等の点検を適宜行い、必要に応じてスケジュールを見直ししながら、着実に進めていくこととする。

(1) 令和5年度の実施

有識者、学校関係者、スポーツ・文化活動関係団体代表者、公募委員等からなる検討協議会を設置する。事務局を市教育委員会学校教育課とする。中学校部活動の円滑な地域移行に向けた新たな地域スポーツ・文化活動の環境の整備に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べるものとし、市教育委員会の求めに応じて助言・提言を行うものとする。

＜検討協議会での協議を予定している主な内容＞

① ニーズの把握

- ・ 平日の学校部活動への所属の状況に関わらず、希望するすべての生徒が参加できるものとする。
- ・ 児童・生徒、保護者へのアンケート調査を通して、参加希望の有無、希望する種目や活動内容、参加にあたっての要望等のニーズを把握し、今後の検討の参考とする。
- ・ 生徒が在籍する中学校に設置されている部活動の種目のみならず、設置されていない部活動の種目等のニーズについても把握する。

② 運営団体の在り方の検討

- ・下の業務を行う運営団体を検討する。
- ・既存の団体がある場合は、必要に応じて団体との情報共有及び協議を行う。既存の団体がない場合は、新規に設置することを検討する。

＜運営団体の業務案＞

- ・運営方針、運営方法等の決定
- ・活動の周知に係る広報活動
- ・生徒の募集、受付
- ・活動のマネジメント
(活動計画及び活動報告の作成、施設の確保、大会等の参加手続き、保険手続き、事故及びトラブル発生時の対応等)
- ・指導者のマネジメント
(指導者の確保、指導従事時間管理、報酬支払い等)
- ・生徒のマネジメント
(出欠管理、安全管理、参加費徴収等)
- ・市や市教委及び検討協議会との連携に係る業務
- ・その他

③ 指導者の確保

- ・教員へのアンケート調査を行い、休日の新たな地域スポーツ・文化活動において指導を希望する教員の状況を把握する。
- ・指導を希望する教員の兼職兼業の規定や運用の在り方を整理するとともに、許可の手続の円滑化を図る。(文部科学省「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」に準じる。)
- ・地域の指導者として、休日の新たな地域スポーツ・文化活動においても指導を希望する部活動指導員や外部指導者の状況を把握する。
- ・地域の大学等との連携を図る。

（２）令和６年度の取組

検討協議会が市教育委員会へ「八戸市地域スポーツ・文化活動推進プラン案」を提言する。市で今後の方針を決定し、公表する。

＜検討協議会での協議を予定している主な内容＞

① 運営団体が下の検討を円滑に進めるための方策の検討

＜運営団体による検討内容案＞

- ・運営方針、活動の開始時期等
- ・活動の名称、活動する種目等
- ・活動時間と休養日の設定
- ・活動場所及び指導者の確保
- ・費用負担の検討
- ・保険の加入
- ・実施要項
- ・活動の周知
- ・その他

② 保護者負担の在り方の検討

- ・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定の検討
- ・困窮世帯への支援の検討
- ・その他

（３）令和７年度の取組

新たな地域スポーツ・文化活動の環境へ移行可能な団体・種目等から順次移行する。

＜検討協議会での協議を予定している主な内容＞

○ 移行後の諸課題の洗い出し及び対応策の検討

（４）検討スケジュール

【p13～検討スケジュール参照】

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会 検討スケジュール案

○は集合形式での開催を想定

年度	月	検討協議会	庁内連絡会議		事務局		備考
令和5年度	7	4 ①委嘱状交付等、素案検討1			中	アンケート実施	
	8		中	○アンケート分析、素案検討2			・アンケート分析 ・②検討協議会に向けての事前協議
	9	28 ②素案検討2			下	R6取組内容関連予算要求	・庁内連絡会議検討内容についての検討
	10		中	○素案検討3、リーフレット内容検討			・③検討協議会に向けての事前協議 ・リーフレット内容検討
	11	21 ③素案検討3					・庁内連絡会議検討内容についての検討
	12				上	リーフレット発出	
	1	26 ④素案検討4	中	○素案検討4、検討状況まとめ			・④検討協議会に向けての事前協議 ・検討状況まとめ ・庁内連絡会議検討内容についての検討
	2						
	3						

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会 検討スケジュール案

○は集合形式での開催を想定

年度	月	検討協議会	庁内連絡会議	事務局	備考
令和6年度					
	4				R5年度までの検討状況によっては、R6年度から一部内容を試行的に運用することも想定
	5		下 ○R7取組内容案検討		・⑤検討協議会に向けての事前協議 ・R7取組内容案検討
	6				
	7	上 ⑤R7取組内容案検討			・庁内連絡会議検討内容についての検討
	8		中 ○R7取組内容案検討		・⑥検討協議会に向けての事前協議 ・R7取組内容案検討
	9	上 ⑥R7取組内容案検討、決定		下 R7取組内容関連予算要求	・庁内連絡会議検討内容についての検討、決定
	10			中 各校へR7取組内容通知【教委】	
	11	下 ⑦リーフレット内容検討	上 ○リーフレット内容検討		・⑦検討協議会に向けての事前協議 ・リーフレット内容検討 ・庁内連絡会議検討内容についての検討
	12			中 リーフレット決定、発出【教委】	
	1				
	2				
	3				

R7年度～ 移行可能な団体・種目等から順次移行

八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会 検討スケジュール案

○は集合形式での開催を想定

年度	月	検討協議会	庁内連絡会議	事務局	備考
令和7年度	4				
	5				
	6				
	7			上 アンケート実施	
	8		上 ○アンケート分析、 R8取組内容案検討		・⑧検討協議会に向けての事前協議 ・取組内容に関するアンケート結果の分析 ・R8取組内容案検討
	9	上 ⑧R7実施状況報告、R8取組内容案検討、決定		下 R8取組内容関連予算要求	・庁内連絡会議検討内容についての検討、決定
	10			中 各校へR8取組内容通知【教委】	
	11				
	12				
	1				
	2				
	3				

八戸市における中学生の地域スポーツ・文化活動の在り方について



当市では現在、**休日の中学校部活動の地域移行に向けて**、中学生の地域におけるスポーツ・文化活動の在り方について検討を進めております。これは、学校単位で行ってきた部活動を地域単位で行えるよう、まずは休日の部活動から段階的に地域移行していくことが示された国の基本方針に則ったものです。少子化の中でも将来にわたり子どもたちがスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、今後、市の附属機関として、有識者による「八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会（仮称）」を設置し、**当市の実情に適した新たなスポーツ・文化活動の在り方を検討**してまいります。

Q1. 国が「地域移行」を推進するねらいは？

現在の学校部活動が抱える課題の解消を図るためです。主な課題は、次の3点です。

- ① 深刻な少子化にともない、各学校における部活動数、部員数、指導者数が減少し、学校単位での活動が維持できなくなっている。
- ② 教員に競技等の経験がなく、専門的な指導が難しい場合があることに加え、生徒の多様なニーズに応じた活動の選択肢が確保できなくなっている。
- ③ 休日も含めた部活動指導により、教員の時間外勤務が増大している。

Q2. 「地域移行」により、生徒にとって期待されることは？

少子化の中でも継続してスポーツや文化活動に親しむ機会が確保され、生涯にわたって取り組む素地が培われることが期待されます。

Q3. 「地域移行」の課題は？

次のような課題について、検討が必要になると考えられます。

- ・ 受け皿となる実施主体の確保
（国は総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、民間事業者、大学等多様なスポーツ・文化芸術団体のほか、地域学校連携協議会や保護者会等学校関係の組織・団体を想定）
- ・ 指導者の確保
（国は上記スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、専門的な知識や技量、指導経験をもち、指導を希望する教員も想定）
- ・ 施設の確保
・ 大会の在り方
- ・ 会費の在り方（指導者への報酬等）
・ 保険の在り方（ほか）

Q4. 八戸市ではどのように「地域移行」を進めるのか？

令和5年度～令和7年度を改革集中期間とする国の方針に則り、**休日の部活動の段階的な地域移行を進めます**。なお、平日の部活動は、当面の間、各中学校において学校主体で運営、実施します。

＜スケジュール（検討状況に応じて変更となることもあります）＞

- | | |
|-------|--|
| 令和4年度 | 市教育委員会及びまちづくり文化スポーツ部による諸課題の整理、検討 |
| 令和5年度 | 市の附属機関「八戸市地域スポーツ・文化活動検討協議会（仮称）」を設置 |
| 令和6年度 | 検討協議会が『新たなスポーツ・文化活動環境』の案を提示、その後、市で計画の決定 |
| 令和7年度 | 『新たなスポーツ・文化活動環境』へ移行可能な団体・種目等から順次移行
移行後の諸課題の洗い出し |

Q5. 八戸市における令和5年度の中学校部活動は？

当市における令和5年度の中学校部活動については、休日も含め、これまでと同様に、各中学校において学校主体で運営、実施します。市教育委員会で、部活動指導員の配置拡充に努めるとともに、これまでと同様に各校で指導する外部指導者への支援を継続していきます。
なお、今後の検討状況を踏まえ、変更がある場合には改めて情報提供することとします。

【問い合わせ】 市教育委員会学校教育課

TEL:0178-43-9153

市まちづくり文化スポーツ部振興課

TEL:0178-43-9159

市まちづくり文化スポーツ部文化創造推進課

TEL:0178-43-9156

Ⅳ 当市における実施内容案

1 運営主体の整備

庁内連絡会議では、検討のたたき台として次の4つのモデルについてのメリット・デメリットを検討し、その実現可能性を探った。各モデルとそれに対する主な意見は、次のとおりである。

<モデルⅠ>

各学校単位でP T A等が中心になり運営組織を設置し、当該校に就学している中学生が、希望する休日の地域スポーツ・文化活動に参加する。

<モデルⅠまとめ>

メリット

- 活動場所への移動等に対する新たな負担感は生じない。
- 各学校による部活動と同じ活動場所、同じ物品（ユニホーム等）を用いることが想定できる。

デメリット

- ▲生徒の活動選択肢は増えない。生徒の活動機会、多様な選択肢を保障できない。
- ▲現状と変わらず、生徒数が減少していく中で、今後も同様の活動ができることが見込めない。
- ▲P T A等、運営を担うことになる組織（担い手）の了承（確保）を得ることが難しい。

<モデルⅡ>

総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、クラブチーム、文化芸術団体、民間事業者等が運営することとし、市内に就学している中学生が、希望する休日の地域スポーツ・文化活動に参加する。

<モデルⅡまとめ>

メリット

- 生徒の多様な選択肢が確保され、活動機会の確保にもつながる。
- 専門的な指導者の下で活動することで、技術向上が期待できる。

○教員の負担軽減に最もつながりやすい。

デメリット

▲クラブの活動費等、保護者の金銭的負担増が予想される。

▲受け皿となる団体について、現状から大幅に拡充される必要がある。

<モデルⅢ>

競技・文化種目単位で運営組織を設置し、市内に就学している中学生が、希望する休日の地域スポーツ・文化活動に参加する。

<モデルⅢまとめ>

メリット

○生徒は自分が活動したい種目を選ぶことができる。

○専門的な指導者の下で活動することで、技術向上が期待できる。

○競技によっては、既存の組織（競技団体）による運営が想定できる。

デメリット

▲各競技団体が各クラブチームを統括しているわけではなく、運営組織を統括する担い手の確保が困難である。

<モデルⅣ>

市内を数ブロックに区割りし、各ブロック単位で運営組織を設置し、そのブロック内に就学している中学生が、希望する休日の地域スポーツ・文化活動に参加する。

<モデルⅣまとめ>

メリット

○現状と比較すると、生徒の多様な選択肢は確保される。

○現状と比較すると、活動場所への移動等に対する生徒の負担感や送迎等の保護者の負担増は予想されるが、ブロック単位とすることで極力抑えられる。

デメリット

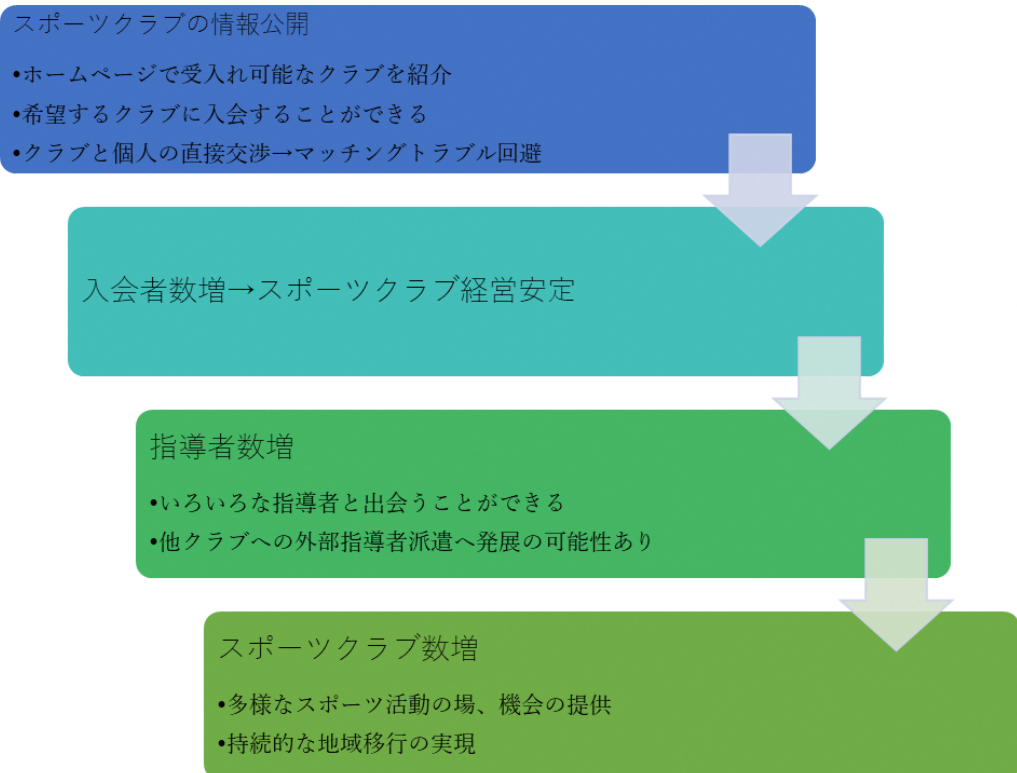
▲ブロックごとの新たな運営組織が必要であり、その組織（担い手）の確保が困難である。

▲生徒数が減少していく中で、いずれは現状と同じく先細りの問題を抱えることになる。

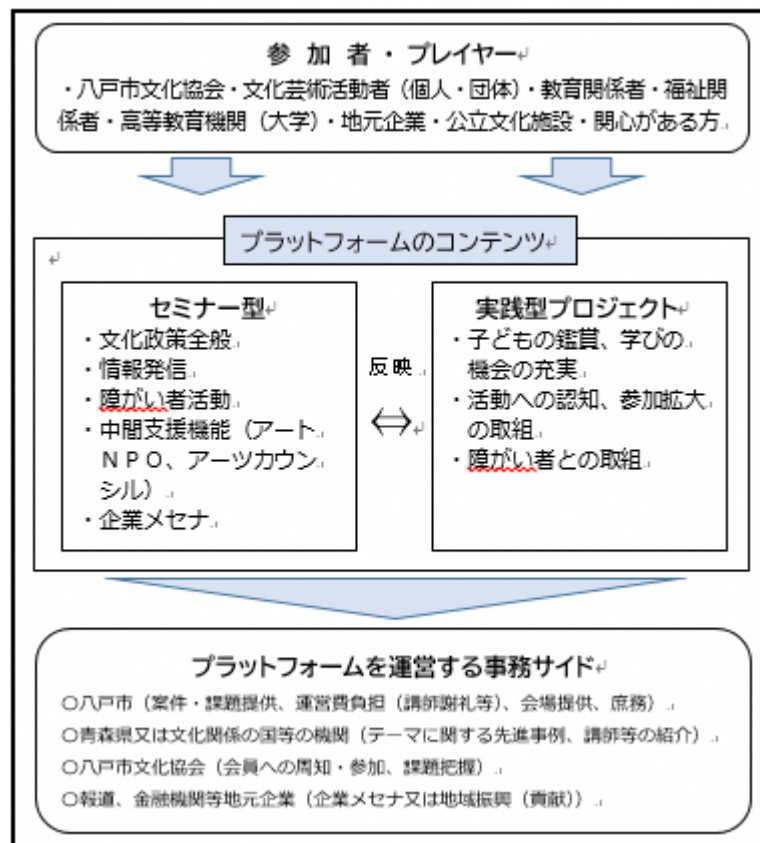
また、次のような意見が挙げられた。

- ・各競技団体のメンバーは高齢化している。担い手が不足している。若い人はクラブチーム等に所属している。
- ・指導方針等の違いにより、競技団体による一元化は難しい状況にある。
- ・各競技団体に所属する指導者は、既に何らかの団体で指導に携わっており、各競技団体から学校や地域に新たに指導者を派遣することは難しいのではないかと。むしろ、既にある団体の活動へ生徒に来てもらうことのほうが現実的と思われる。
- ・スポーツ活動では、スポーツクラブバンク（仮称）を設立し、ホームページで受入れ可能なクラブを紹介し、生徒は希望するクラブに入会することができる仕組みも考えられる。運営組織が仲介せず、クラブと生徒（保護者）が直接交渉することで、マッチングトラブルを回避することができる。【p20 イメージ1 参照】
- ・文化活動では、多様な主体が自主的に参加でき、対等な立場でゆるやかに連携や協働ができる仕組み、アートプラットフォーム（仮称）の活用も考えられる。セミナー型からいくつかやってみて、中学生も希望する人はいつでも参加できるようにする。【p20 イメージ2 参照】
- ・部活動の地域移行に関わり、「地域で受け皿を」と聞いてビジネスチャンスだと思っているクラブチームも想定される。市及び市教委が主導で仕組みを完成させてしまうと、ビジネスの妨げにも見える。
- ・収益が合うのであれば、クラブチームは、指導者を連れてきたり自前で育てたりすることができる。
- ・文化活動は、どちらかというと豊かな生き方につなげる、情操教育といった精神面に働きかける活動でもあるので、なかなか組織化して一つにするということは難しいと思われる。
- ・生徒や保護者のニーズが分かってくれば、各地域にある教室等とマッチングができる。マッチングがうまくできれば、地域や学校の負担も軽減される。
- ・新たな運営主体による団体が中体連等の大会に参加できるのか、今後変わってくるであろう参加資格の要件を見定める必要がある。

【スポーツクラブバンク（仮称） イメージ1】



【アートプラットフォーム（仮称） イメージ2】



これらを踏まえて協議を重ねたところ、次のような運営の在り方、運営主体を想定して協議を進めることを提案することとした。

- 基本的には、既存のスポーツ・文化活動資源（総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム等）を活かした移行を進める。運営準備が整った団体への移行を順次進め、市内全域に広げていく。
その際、スポーツクラブバンクやアートプラットフォームを活用するとともに、多様な活動（ダンス、総合格闘技、書道、外国語、ボランティア等）ができる団体等も含めて広く周知し、市として生徒の活躍の場を拡充していく。
- しかし、既存のスポーツ・文化活動資源では十分な受入ができないことが想定されることから、当面の間の措置については、協議会で協議することを提案する。

2 指導者の確保

次のことについて具体化を図る。

- 地域スポーツ・文化活動の指導を担う新たな人材確保のための方策の検討を進める。
- 指導を希望する教員の兼職兼業の規定や運用の在り方を整理するとともに、許可の手續の円滑化を進める。
(文部科学省「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について(手引き)」に準じる。)
- 兼職兼業の許可にあたり、教員本人の意思を十分に確認、尊重すること、勤務校等における業務への影響の有無、教員の健康への配慮、勤務時間の状況、学校運営に支障がないこと等を勘案して判断するための考え方を整理する。
- 平日の学校部活動における部活動指導員や外部指導者が、休日の地域における指導者を兼ねることができるように体制を整備する。
- 地域の大学等との連携を進める。

3 スポーツ・文化施設の確保

新たな地域スポーツ・文化活動の活動場所としては、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設のほか、各中学校等、地域の学校施設を活用することが考えられることから、次のことを検討する。

- 活動に要する用具(吹奏楽における楽器等を含む)の保管の在り方を含め、新たな地域スポーツ・文化活動の運営団体が学校施設等を適切に利用できるようにするための具体策の検討を進める。

4 保護者負担の在り方の検討

新たな地域スポーツ・文化活動に参加する場合の費用が保護者にとって大きな負担となるような金額になると、生徒が活動に参加することへの妨げになる恐れがあることから、次のことを検討する。

- 経済的に困窮する家庭に対する、生徒の活動参加費用の支援や施設使用料の支援の可否、送迎面への配慮等についての検討を進める。

5 大会・コンクール等への参加の在り方、平日の学校部活動との兼ね合いの検討

今後、平日は学校が運営する部活動に、休日は各運営団体による新たな地域スポーツ・文化活動に生徒が参加することになることから、特に大会等への参加については適切な兼ね合いが求められることから、次のことを検討する。

- 大会を主催する各団体と、参加資格についての情報共有を進めるとともに、必要に応じて参加資格の見直しを求めることを検討する。
- 学校部活動と新たな地域スポーツ・文化活動の連携の在り方についての検討を進める。

6 取組の周知

新たな地域スポーツ・文化活動への移行にあたっては、関係団体、学校、保護者、地域住民等幅広い連携が求められることから、次のことに取り組み、地域の理解が得られるように努める。

- 検討協議会における検討内容等、検討段階から市ホームページ等を活用して市民へ適切に情報を発信していく。